

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎提出期限:異動があった月の翌月10日まで

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
 また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 新勤務先では最下段の事項を記載し、「一月一日現在の住所(課税地)」の市町村長に送付してください。

富里市長 様 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒														
		フリガナ															
		氏名又は名称															
		代表者の職氏名															
		個人番号又は法人番号															
		特別徴収義務者指定番号															
		異動届出書の作成担当	課・係														
			氏名														
			電話	(内線)													

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日 (退職日等)	異動の事由 (該当するものに○)	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (該当するものに○)
フリガナ		円	月から	月から	. . .	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (下も選択)	1. 特別徴収継続 次へ 2. 一括徴収 次へ 3. 普通徴収 (本人納付)
氏名			月まで	月まで			
生年月日	昭和・平成 年 月 日		円	円			
個人番号			1月1日以降の退職 → 必ず一括徴収				
1月1日現在の住所							
給与の支払を受けなくなった後の住所							

【一括徴収について】

① 一括徴収した税金を何月分で納付しますか？ 年 月分 (翌月10日納期分)	② ①に記入した月で納付する「一括徴収対象者分の税額」はいくらですか？ 円 ※上段の(ウ)と同額。(イ)は、①に記入した月の前月までの納付額累計。
--	---

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない□
3 (普D)	給与の支払が不定期 (給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

【転勤(転職)等による特別徴収届出書】

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係		新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 納入書 要 ・ 不要
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名		
フリガナ			電話	(内線)	
氏名又は名称					
代表者の職氏名					

【提出先】 〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1 富里市役所 課税課 市民税班